

第1章 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画の背景と目的

1.1 計画の背景とねらい

栃木市は、江戸時代から日光例幣使道の宿場町として、また、巴波川の舟運による物資の集散地として栄え、明治時代には北関東有数の商都として発展した。現在も、日光例幣使道に沿って形成された敷地割りと、江戸時代末期から近代にかけて建築された見世蔵や木造店舗、土蔵等多くの歴史的建造物などが、群としてよく残り、商業地として発展した町並みの特徴を伝えている。

栃木市では、昭和60年代から、巴波川や蔵の町並み等の歴史的資源を活用したまちづくりに取り組み、平成24年3月23日には栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（以下、嘉右衛門町伝建地区）を決定した。その後、国への申し出を行い、平成24年7月9日に嘉右衛門町伝建地区が、県内初となる国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史的な町並みの保存・整備を行っている。

そのような中、嘉右衛門町伝建地区においては、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震とその余震で、さらに平成27年9月には関東・東北豪雨による巴波川の氾濫などで、多くの伝統的建造物等が被害に遭っている。また、保存地区内は木造住宅等が密集して建ち、平成26年1月に発生した火災では伝統的建造物の候補物件が焼失するなど、災害に対して脆弱な面が多い地域である。そのため、嘉右衛門町伝建地区及び周辺地域も含めた総合的な防災対策が必要となっている。

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画は、災害による伝統的建造物等の滅失を防ぐこと、並びに、防災上脆弱な点が多い歴史的な町並みや建造物等によって面的被害の拡大を抑えることを目指し、総合的な防災事業の実現に向けた基本方針と、今後取り組むべき防災的施策の指針とするものである。



1.2 計画の位置付け

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画と本市上位計画との関係は以下のとおりである。

■ 栃木市総合計画（改訂版）：平成 27 年 3 月策定

平成 22 年 3 月 29 日に栃木市、大平町、藤岡町、都賀町が合併した後、平成 23 年 10 月 1 日に西方町、平成 26 年 4 月 5 日に岩舟町との合併により新しい栃木市が誕生した。その合併に合わせ、構成市町の総合計画のそれぞれの将来像、基本目標などを元に合併後のまちづくりの基本方針等を明らかにした「新市まちづくり計画」が策定された。

栃木市総合計画（改訂版）は、「新市まちづくり計画」を踏襲し、行政財政の効率化、行政サービスの向上、潜在的な地域資源の活用など、合併によるスケールメリットを活かしたまちづくりを基本に、近年の社会経済状況や市民ニーズの変化に的確に対応した、新たな栃木市の将来ビジョンとなる総合計画で、市の最上位計画として位置づけられている。

〔関連事項〕

栃木地域

（課題）

地域の中には、江戸末期からの商業活動の中心として発展してきた歴史的価値のある古い街並みが残され、平成 24 年度には県内初となる重要伝統的建造物群保存地区に嘉右衛門町地区が選定されるなど、保存のための取り組みも推進していますが、市内中心部の蔵等の保存については十分とは言えない状況です。

（まちづくりの方向）

中心市街地や巴波川沿いなどの蔵が建ち並ぶ景観や、重要伝統的建造物群保存地区に指定される歴史的な建物などの保全を図るとともに、かつて文豪・山本有三を輩出し、浮世絵師・喜多川歌麿が創作活動を行ったとされる文教の地として、貴重な作品や文化財などを次世代に継承し、文化の香り高い商業・観光振興につなげていきます。

○基本方針 V 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり

○基本施策 4 文化的振興

○単位施策 2 歴史文化の保護と活用

〔主要事業〕 伝統的建造物整備保全事業

■ 栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）：平成 28 年 3 月策定

栃木市総合計画（改訂版）に合わせて、各地域の特性を活かしながら、既存施設の活用や環境負荷の低減を図るコンパクトで持続可能なまちづくり、高齢社会に対応した安全・安心に暮らせるまちづくりなどをコンセプトに将来あるべき姿を具体的に示した、都市計画に関する基本的な方針を定める計画である。

[関連事項]

第4章 全体構想4（市街地整備） 基本方針（1）複合的都市拠点の整備

④歴史的町並み環境の保存・整備

重要伝統的建造物群保存地区に選定された嘉右衛門町伝建地区や旧日光例幣使街道・巴波川周辺の歴史的町並み環境の保存を図ります。

第4章 全体構想5（都市防災） 基本方針（1）拠点的な景観形成

①複合的都市拠点、地域拠点における景観形成

複合的都市拠点は、本市の玄関口としてふさわしい栃木駅周辺の都市景観と、歴史的町並み拠点における歴史景観が調和・融合した景観形成を図ります。特に、旧日光例幣使街道・巴波川周辺の重要伝統的建造物群保存地区は、修景基準に基づく質の高い景観誘導を図ります。

第5章 地域別構想1（栃木地域） 地域の将来像とづくりの目標（2）地域づくりの目標

目標2 歴史的町並み環境の保全・活用による趣と賑わいのある地域づくり

重要伝統的建造物群保存地区に選定された嘉右衛門町伝建地区や旧日光例幣使街道、巴波川周辺の歴史的町並み環境は、後世に継承すべき本市の貴重な宝として保全しながら、歴史的建造物の修復や歴史的町並みと調和する建築物等の修景を促進し、趣のある歴史・文化景観の形成を図ります。

第6章 実現方策1（栃木地域）（1）部門別主要事業

④都市防災 1. 災害に強いまちづくり整備事業【伝統的建造物群保存事業】

⑤都市景観 2. 歴史的建造物保存・修景事業【伝統的建造物群保存事業】

■ 栃木市地域防災計画：平成25年3月策定、平成29年3月修正

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定め、さらに、栃木市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、防災関係機関等が処理すべき業務などを定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的としている。

[関連事項]

第2編 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第2章 予防計画

第22節 文教施設等災害予防対策

第4 文化財災害予防対策

5 伝統的建造物群保存地区等の防災対策

市は、文化財の保存と安全安心に暮らすことのできる歴史的町並みの形成を推進するため、伝統的建造物群保存地区等の防災対策に努める。

第4編 火災・事故災害対策編

第2章 予防計画

第2節 火災に強い地域づくり

第5 火災に対する建築物等の安全化

4 文化財等の安全対策の促進

(5) 市は、文化財の保存と安全安心に暮らすことのできる歴史的町並みの形成を推進するため、伝統的建造物群保存地区等の防災対策に努める。

■ 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画：平成24年3月告示

栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条の規定に基づき、今まで継承されてきた保存地区の歴史と伝統、それらを彩る文化遺産、それらによって形成されている歴史的風致を守り伝えるため、行政が住民と協力しながら町並みの保存・整備を進めるとともに、地域の活性化と生活環境の向上、及び市の文化基盤の向上等に資することを目的としている。

[関連事項]

第6章 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

2 防災施設等

保存地区では、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を含めた防災計画を早期に策定する。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

1.3 計画策定体制

防災計画は、学識経験者や関係機関、地元代表者などによる「嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画策定調整会議」において検討を行い、栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問・答申を経て策定する。

また、防災計画策定に係る調査及び防災計画案の作成を独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校横内研究室に業務を委託した。

■ 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画策定調整会議

委員構成は、次の通りである。

(委員)

座長	早稲田大学理工学術院	教授	長谷見雄二
副座長	東京都市大学工学部	教授	大橋好光
	宇都宮大学農学部	准教授	石栗太
	とちぎ蔵の街職人塾	塾長	山本兵一
	大町自治会（大町自主防災会）会長	長島篤	
	嘉右衛門町自治会（嘉右衛門町自主防災会）会長	杉戸洋	
	泉町自治会（泉町自主防災会）会長	早乙女恒夫	
	栃木第三小学校	教頭	池田文久
	クラモノ実行委員会	委員	藤原順子
	栃木市消防団栃木方面隊	隊長	高山尚久

(オブザーバー)

文化庁文化財部参事官（建造物担当）	伝統的建造物群部門
栃木県教育委員会事務局	文化財課
栃木市消防本部	警防課

(事務局)

栃木市総合政策部	蔵の街課
小山工業高等専門学校	准教授 横内基

第2章 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の概況

2.1 嘉右衛門町伝建地区的沿革

栃木市では、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを進めるため、昭和50年代から様々な取り組みが行われ、「蔵の街」と呼ばれるようになった。昭和54年に市内中心部全域を対象に蔵造りの建物を主体とする確認調査が、さらに昭和60年度と61年度には栃木町周辺の町並み調査が行われた。

昭和60年代に入ると、現存する蔵等の価値が広く認識されるようになり、昭和63年度から、巴波川や蔵並みの歴史的資源を活用してまちづくりを進めることを基本方針に町並みの整備が行われた。平成2年度からは、「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」と「同補助金交付要綱」を制定し、栃木大通り(蔵の街大通り)と巴波川周辺を「歴史的町並み景観形成地区」に指定する。平成12年には、同地区を旧日光例幣使街道沿いの泉町・嘉右衛門町までに拡大し、江戸から昭和前期に建てられた歴史的建造物の修理や修景事業を進め、平成13年度には、歴史的な町並み調査を実施した。

しかしながら、要綱による景観づくりの限界や、歴史的建造物所有者の高齢化等、町並みを長期的に維持していく上で困難な問題が顕在化してきたことから、平成19年度に「歴史的町並み景観形成地区」を基本として、「伝統的建造物群保存地区」の指定を行う重要な地区と、その伝建地区と連携した町並み景観を形成する地区の設定に向け取り組むことになった。

その後、「栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例」の制定等を経て、平成24年3月23日に嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区を決定し、国への選定申し出を行い、平成24年7月9日に嘉右衛門町伝建地区が、県内初となる国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

表 2.1.1 地区の概要

名 称	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区	
面 積	約 9.6ha	
区 域	栃木市の泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部	
伝統的建造物	(1) 伝統的建造物（建築物）	92 棟
特 定 数	(2) 伝統的建造物（工作物）	36 件
	(3) 環境物件	5 件
	平成30年3月31日現在	

2.2 嘉右衛門町伝建地区の特徴

伝建地区は、旧栃木市の中心市街地の北側に隣接する市街地である。旧栃木市の中心市街地は、江戸時代には日光例幣使街道の宿場町とされ、巴波川の舟運で栄えた栃木町であり、伝建地区はその栃木町北端を区切る木戸の北側に位置する日光例幣使街道に沿って商業で栄えた町で、主として江戸時代の嘉右衛門新田村及び平柳新地から構成される。明治時代になると栃木町に編入され、それ以降は一体的な発展を遂げた。

伝建地区には、旧日光例幣使街道に沿って見世蔵や土蔵をはじめとする江戸末期から昭和前期頃にかけての伝統的な建造物が群としてよく残り、地形に沿って湾曲する道、巴波川、翁島や陣屋跡の縁等と共に特徴的な歴史的風致をつくり上げている。

日光例幣使街道は、中山道倉賀野宿から榆木宿を経て日光へ続く街道であり、元和3年（1617年）に徳川家康の棺が久能山から日光山へ改葬された際に設けられたとされている。以来毎年4月に朝廷から奉幣使が派遣され、日光東照社が宮号を宣下され日光東照宮となつた正保3年（1646年）の奉幣使から日光例幣使というようになり、街道も「日光例幣使道」と呼ばれるようになった。伝建地区を通る街道の幅員は4間～4間半（約7～8m）と比較的広く、地形に合わせて緩やかに湾曲しながら北上している。この沿道には見世蔵や木造真壁造の店舗が建ち並び、洋風建築や所々に塀や門が現れ、塀越しに木造住宅、土蔵や石蔵が望める町並みとなっている。

さらに巴波川の流路に沿って緩やかに湾曲した町並みには、連続した塀と所々に土蔵が建ち並んでいる。両岸には、岩舟石を加工した間知石や雑割石（野面石）で積まれた護岸が連なり、水辺の落ち着いた景観を形成している。

伝統的な店舗は、伝建地区の町並みを構成する主要な歴史的建造物である。これらは外壁を厚く土で塗り込みて漆喰仕上げとした見世蔵と、それ以外の木造真壁造の店舗に分けられる。また、これらの背後に建ち、間から垣間見えて町並み景観をつくっているのが、木造住宅や蔵である。

2.3 嘉右衛門町伝建地区の歴史環境

2.3.1 敷地割と建物配置

敷地形状は基本的に短冊状で、間口や奥行きは多様である。伝統的な建造物の配置は、道路に面して店舗が建ち、それに接続して住居部分があり、その奥に土蔵が並ぶ例が多く見られる。敷地の奥に祠を配置することもあり、また、巴波川に面する敷地の多くは、塀を廻している。

2.3.2 建築様式

(a) 見世蔵

見世蔵は、外壁を漆喰仕上げとした土蔵造の店舗建築である。店舗を蔵造りとしたのは類

焼を防ぐため、耐火建築として関東を中心に発展した。屋根は切妻造平入り、桟瓦葺で、大棟を箱棟とし、両側に鬼瓦と影盛を持つのが特徴である。

規模は桁行3間半～6間まで様々で、梁行は2間半を基本としている。階数は2階建もしくは平屋で、どちらの場合にも表構に3～6尺程度の下屋が張り出している。屋根は5～6寸勾配が多く、軒は出桁造、二重もしくは三重蛇腹、鉢巻の形に塗り込められるものが多いが、置屋根形式とするものもある。内部は前面もしくは全面を土間とするため、下屋は開放的に造られている。2階窓は、角窓を2つ並べるか横長窓とする。外壁は黒漆喰仕上げが多いが、白漆喰のものも見られる。

(b) 木造真壁造の店舗

木造真壁造の店舗も見世蔵と同様に屋根を桟瓦葺、切妻造、平入の形式としている。また大棟は箱棟とし、両側に鬼瓦を設けている。

規模は桁行2間半～5間まで様々で、梁行は2間半が基本である。階数は、2階建もしくは平屋で、表構えに下屋を張り出している。外観は、前面いっぱいに建具を建て込み、開放的な造りとなっている。2階は横長窓を設けて、その片側もしくは両端に戸袋を設けるものが多いが、中には正面いっぱいに横長窓とし、戸袋を設けないものも見られる。2階軒先は出桁造とし、外壁は下見板張りとするのが通例である。

(c) 木造住宅

木造住宅のほとんどが2階建で、見世蔵や木造店舗の奥に付属して設けられている。屋根形式は切妻造、寄棟造、入母屋造など様々で、敷地内のほかの建物と棟の方向を合わせて配されている。外壁は、白漆喰仕上げや下見板張りとしているものが多くある。

旧日光例幣使街道の西側を流れる巴波川沿いには、翁島と呼ばれる緑豊かな広大な敷地に岡田家別邸がある。主屋は、岡田家の隠居所で当主の孝一氏が、古希を迎えた大正9年（1920年）に東京木場から銘木を取り寄せて大正13年（1924年）に完成した木造2階建（一部平屋）、入母屋造、桟瓦葺である。外壁は杉子下見板張り、南側及び西側に縁側を廻してほぼ全面にガラス戸が建て込まれている。主屋の北側には、昭和3年（1928年）建築の土蔵が隣接している。

(d) 蔵

蔵には、土蔵と石蔵がある。棟数が多いのは土蔵で、昭和前期まで建築されていた。土蔵の規模は、桁行3間、梁行2間で、2階建のものが多いが、3階建のものも1棟現存している。屋根形式は切妻造の桟瓦葺で軒を鉢巻としたものと置屋根形式としたものがある。外壁は白漆喰で仕上げるものが多いが、黒漆喰のものも見ることができる。窓は、土戸の引戸又は開戸とし、出入口には板戸、格子戸、網戸を併設している。

石蔵は、大半が大正期から昭和期（戦後も含む）の建築である。規模は桁行2～10間、梁行2～5間と様々で、切妻造、桟瓦葺、2階建が多い。石材は鹿沼産深岩石や大谷石が用いられ、外壁は石積みが現れる。

(e) 洋風建築

伝建地区内にはいくつかの洋風建築があり、町並み景観に変化をあたえている。建物正面にパラペットや軒蛇腹、アーチ窓、表構え2階部分にはバルコニーを備えた店舗（昭和7年

建築) がある。また、特殊な例として、岡田記念館の敷地内には 2 階部分を洋風にしているものがある。

(f) 社寺建築

嘉右衛門町には、慶長年間（1596～1615 年）に神祇を勧請したことが起源とされる神明神社がある。境内には、昭和 6 年に建築された本殿、幣殿、拝殿があるほか、神楽殿、社務所、石蔵等がある。その他、伝建地区内には明治期に建築された浅間神社の本殿がある。

2.3.3 工作物や環境要素

(a) 墀・門

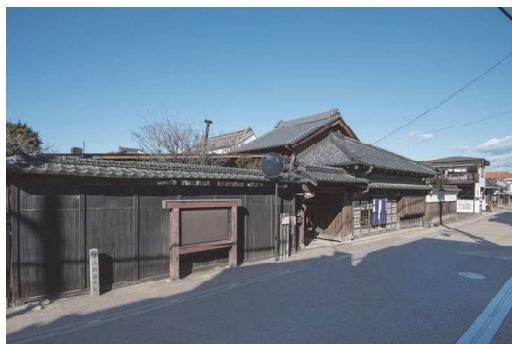
塀には、小屋根を設けた縦板張の板塀が多く見られる。伝建地区内には、伝統的な形式の門が 5 棟あり、最も古いものは岡田家のもので、畠山氏の陣屋がおかれていた頃の薬医門である。その他に伝建地区内には、高麗門や棟門等がある。

(b) 石積護岸、石造物等

旧日光例幣使道沿いには、庚申塔（こうしんとう）などの石碑が見られるほか、神社境内に狛犬や石灯籠などの石造物が見られる。また、巴波川には、明治以降に整備された石積護岸や平柳河岸の石段をはじめ水辺に導く数か所の石段が見られる。

(c) 歴史的な町並みと一体をなす樹木や庭園

岡田記念館の敷地内には、豊かな高木がみられ、これらの樹木の緑は通りの遠方からも見ることができる。また、岡田家翁島別邸の緑豊かな庭園も伝統的建造物群の景観の中で重要な役割を果たしている。



2.4 嘉右衛門町伝建地区周辺の自然環境

2.4.1 気候の状況

栃木市の気候は、湿潤温帯気候の太平洋側気候区に属するが内陸型気候に近く、一日の最高気温と最低気温の較差が大きい。高温期の気温は関東南部よりも高く、このため熱雷が発生しやすく、冬の赤城おろしといわれるからっ風とともに影響を受ける。また、降水量は夏季に多く、冬季に少ない。これは太平洋側気候の特徴でもある。近年の年間平均降水量は1,300mm程度となっている。

気候の特徴と発生の多い気象災害については、次のとおりである。

・春期（3～5月）

春は気象の変動が最も大きい季節である。3月はまだ冬の名残で、関東南岸を低気圧が通るときに平野部に雪を降らせる。4月は気温の上昇が大きく、高気圧に覆われ、晴れて風の弱い明け方にはおそ霜が降り、農作物に被害をあたえることがある。5月に入ると晴天の日が続きやすくなるが、日本海で低気圧が急速に発達して強い南風が吹くことがある。また、上空に寒気が入り、雷やひょうなどの激しい現象がみられる。

・夏期（6～8月）

前半は梅雨の季節で、曇りや雨の日が多くなる。7月に入ると梅雨前線の活動が活発化し、大雨による被害も発生する。後半になると、太平洋高気圧がさらに強まり、梅雨が明ける。栃木県は関東でも雷の多い所で、局地的に大雨やひょう害をもたらす。梅雨明け後は30°Cを超す真夏日が多くなるが、この時期にオホーツク海で高気圧が強まると「冷夏」や「長雨」となる。

・秋期（9～11月）

9月初めは残暑もあるが、次第に太平洋高気圧が弱まる。本州南岸に秋雨前線が停滞し、天気がぐずつく。また、台風が襲来し、災害を引き起こすおそれがある。10月は初め秋雨の影響を受けるが、その後は移動性高気圧が周期的に日本付近を通過するようになる。下旬になると、平野部での「初霜」や「初氷」が観測される。11月は栃木県北部の山では雪が降るようになる。一方で穏やかで気温の上がる「小春日和」の晴天となる日もある。

・冬期（12～2月）

12月に入ると次第に冬型の気圧配置が強まる。また、晴れて空気が乾燥し、火災が発生しやすくなる。1月に入ると冬型の気圧配置が持続することが多くなる。2月になると本州南岸を低気圧が通過する。2月も半ば頃になると寒さも緩み、下旬には気温も次第に上昇する。

2.4.2 栃木市の地形・地質の概要

栃木市の地形は、大きくは中央部から東部にかけての平地と北部の山岳地帯、西部の山地、南部の低湿地帯に分けられ、山地から平地、低湿地までさまざまな地形が分布している。このうち、北部の山岳地帯には、大倉山(455m)、谷倉山(599m)、三峰山(605m)等の山々がそびえ、西部には、太平山(341m)、晃石山(419m)、馬入不山(345m)、三毳山(229m)等の山々が連なっている。一方、市域南端の渡良瀬川と利根川の合流地点付近は県内の最低標高(海拔

12.1m)となっており、他の河川の合流もあって低湿地帯である渡良瀬遊水地を形成している。

栃木県は地質構造区分上、足尾帯に属しており、足尾・下野・八溝の3つの構造山地を形成している。これらの基盤岩に中生代後期の火成岩類が貫入している。構造山地に形成された構造盆地には、グリーンタフ変動期の火山性堆積物が厚く累積している。これらは、いずれも造山運動の影響を受け複雑な構造を呈している。この火成岩類の上位には第四系の堆積物が累積している。栃木市の地層は、最も新しい地質時代である新生代第四紀の地層(沖積層)で構成されている。(図2.4.1)

栃木市の地質をみると、低地には沖積層が分布し、山地部には段丘堆積物が分布している。このうち低地にみられる沖積層は、新生代第四紀新生（約1万年から数10万年前）の最も新しい時代の堆積物であり、多量の水分を含み、緩んだ状態で堆積している地層で、主に後背湿地や三角州、小おぼれ谷、潟湖や湿原跡など、海岸平野や大河川沿いに厚く分布している。この沖積層は一般に軟弱地盤といわれ、地震の際には搖れが強くなる傾向がある。一方、山地部を構成する地層は、主に古期岩類でチャートや砂岩の堆積物から成っており、古世代二疊期から中生代ジュラ紀（約3億年から2億年前）のものであると考えられている。チャートは岩体、岩片とも著しく堅く、急傾斜や急崖をつくっている。一般に、山地の斜面災害といえば、梅雨、秋雨前線や台風に伴う豪雨によって発生する山崩れや土石流がよく知られているが、地震によっても斜面崩壊が起こり、過去の大規模地震では、多数の崩壊が広範囲に発生している。また、山間部の急斜面だけでなく、都市周辺の崖下、崖上も地震の際には崩壊しやすい箇所である。伝建地区がある巴波川流域の市街地は、思川水系によってつくられた低地地形で、主として段丘礫層と関東ローム層、あるいは砂礫層等の表層堆積層から成っている。

【栃木県の地質】

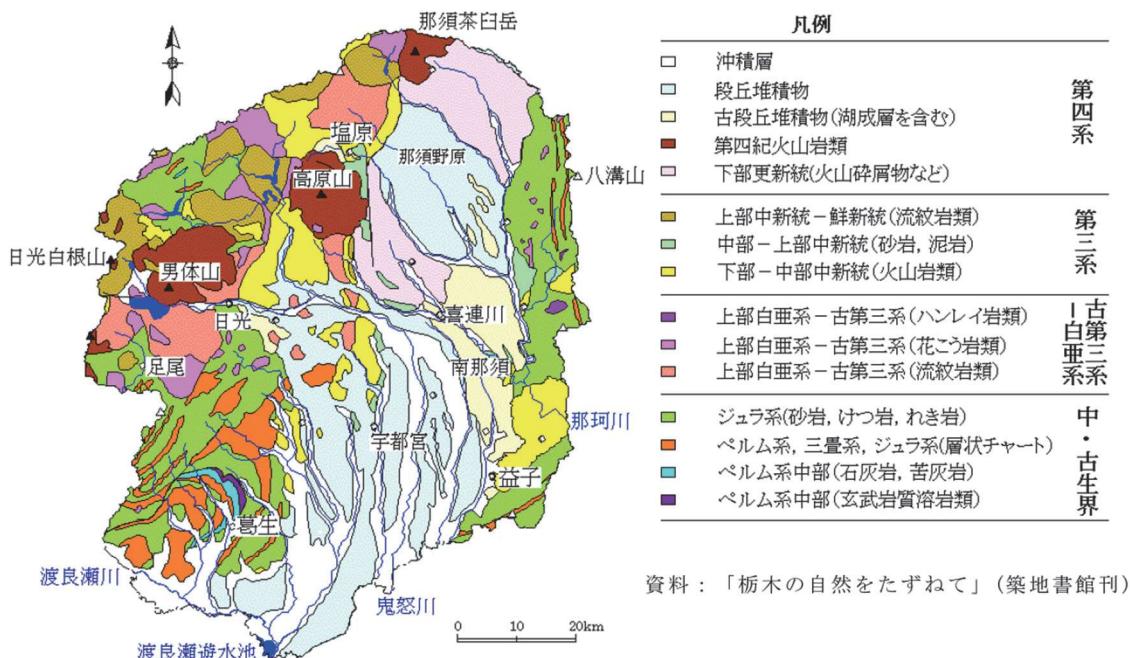


図 2.4.1 栃木県の地質

なお、栃木市内では活断層は確認されていない。しかし、県内には、活断層であることが確実なものから活断層の可能性があるものまで 10 の活断層が分布しており、この中には、確実度、活動度ともに大きい「関谷断層」がある。さらに、平成 29 年 2 月には群馬県前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市にかけて西北西－東南東方向に分布する「大久保断層」が主要活断層帯に追加され、この断層の活動による地震で伝建地区にも影響を及ぼすことが考えられる。

2.4.3 河川の状況

市の中央部から東南にかけては広大な関東平野が開け、市内には巴波川、思川、永野川、赤津川、渡良瀬川等の河川が流れている。この内、伝建地区に沿うように流れる巴波川は、栃木地域川原田町に端を発して市内中央部を貫流し、大平地域東部から小山市西部を経て渡良瀬川に合流している。市の代表河川であり栃木地域発展に歴史的役割を果たし、商品の輸送及び沿岸のかんがい用水として利用してきた。現在もかんがい用水及び防火用水として大きな役割を担っている。

その他にも伝建地区の西側の境界である南北方向の旧道には、以前は道に沿って水路が敷かれていたが、現在は水路の大部分が暗渠や側溝として道路（市道 11060、11079 号線）の一部となっている。

また、東側の境界である南北方向には、約 2 m 前後の幅で大ぬかり沼用水路が現存している。かつてはこの水を用いてみそ工場の樽洗いが行われたり、消防用水などとしても利用され、伝建地区の歴史を物語る貴重な遺構となっている。しかし、近年の水量不足により、水流が見られないことが多く、また、水路を敷地の一部や通路として占用している事例も見られる。

2.5 嘉右衛門町伝建地区周辺の社会環境

2.5.1 栃木市の市勢

栃木市は、平成の大合併により、平成 22 年 3 月に旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町が新設合併し新生「栃木市」を発足させ、平成 23 年 10 月には旧西方町を、平成 26 年 4 月には旧岩舟町を編入合併した。これにより、市域は南北約 33.1 km、東西約 22.3 km、面積は 331.50km²となり、面積は県内 8 位、人口は県内 3 位となった。また、壬生町、小山市、野木町、佐野市、鹿沼市等に接し、茨城、栃木、群馬、埼玉の 4 県の県境が接する。

なお、旧 1 市 5 町の区域に基づく 6 地域の内、伝建地区が位置する栃木地域は、市のほぼ中央に位置し、行政、金融、商業等の都市機能が集積し、交通の要衝としても大きな役割を担っている。また、この地域は蔵の街として知られ、江戸時代から地域の中心部を流れる巴波川を利用した交易によって栄えてきた。地域内には、江戸、明治、大正とその時代を語り継ぐ歴史的な建造物が数多く残されている。

2.5.2 人口の状況

平成 27 年の国勢調査によると、本市の人口は 159,211 人で、県内で 3 番目に多い。しかし、総人口は平成 2 年以降、減少傾向にある。また、世帯数は、平成 27 年で 57,838 世帯となっており増加傾向にあるものの、一世帯当たり人数は 2.75 人と初めて 3 人台を割り込み、世帯規模は縮小傾向にある。

平成 27 年国勢調査における年齢別人口構成は、年少人口 18,963 人（11.9%）、生産年齢人口 94,138 人（59.3%）、老人人口 45,706 人（28.8%）となっており、年少人口及び生産年齢人口割合の減少と老人人口割合の増加が進行しており、少子高齢化の傾向が顕著になっている。

伝建地区周辺の人口については、3.2 節において概況を示している。

2.5.3 都市計画及び町界の概況

伝建地区は、全域が第一種住居地域に指定されている。（図 2.5.1）

なお、栃木市の都市計画区域内は、全域が準防火地域または建築基準法第 22 条第 1 項の規定により指定した区域とされ、建築物の主として屋根や外壁に一定の防火性能を確保させ、市街地の建築物の火災による延焼等の防止を図る区域である。伝建地区は、全域が建築基準法第 22 条第 1 項の規定により指定された、いわゆる 22 条区域である。

また、伝建地区周辺には都市計画道路が決定されており、北側の地区界に接する「3・3・201 新栃木尻内線」が整備済み、南側の地区界に接する「3・4・210 日ノ出錦町線」が未整備となっている。

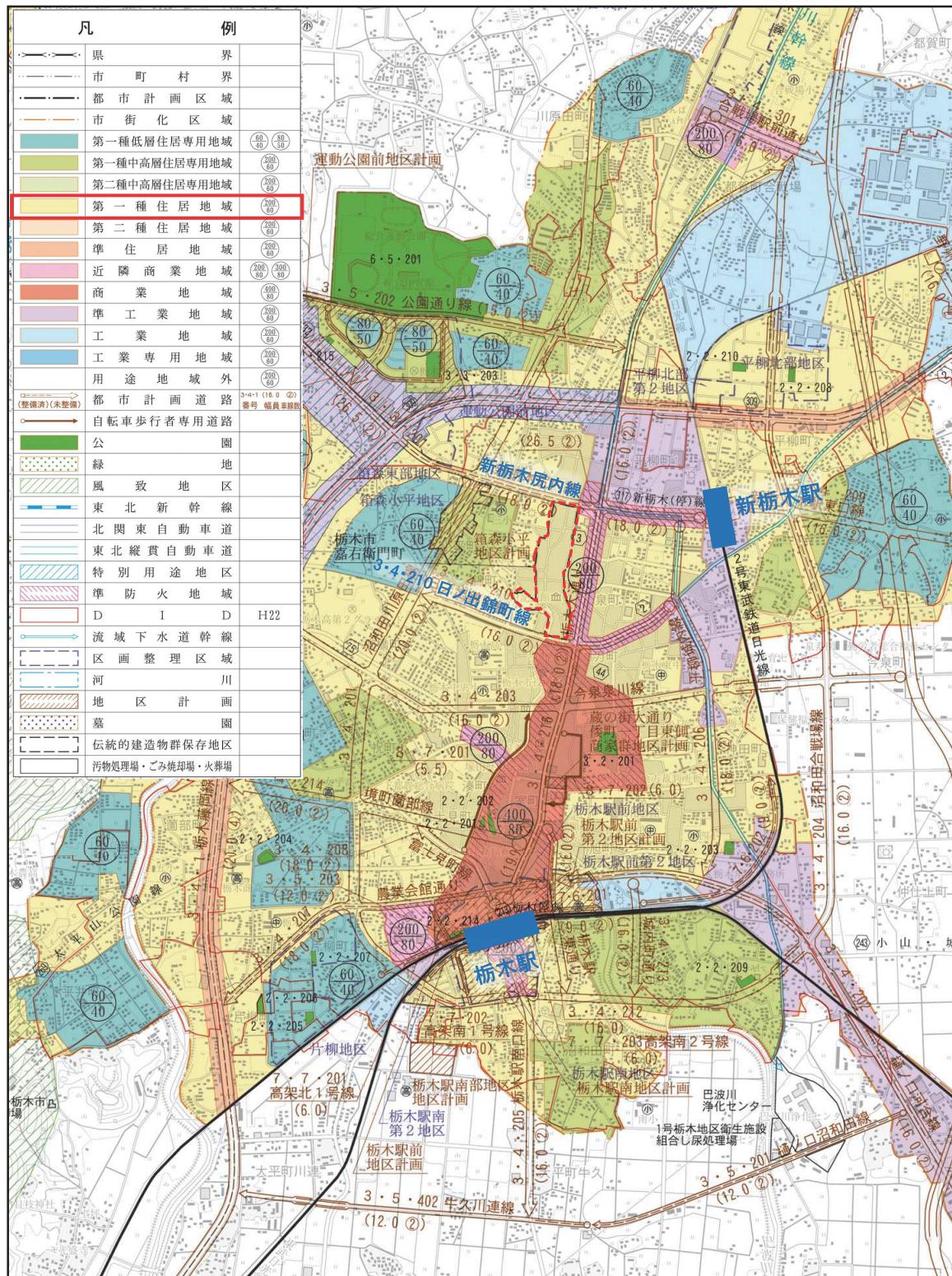


図 2.5.1 都市計画図

伝建地区は、図 2.5.2 に示すように泉町、嘉右衛門町、大町の自治会の各一部で構成されており、自治会の境界は町界と必ずしも一致していない。したがって、防災事業は周辺地域と一体的に取り組む必要がある。

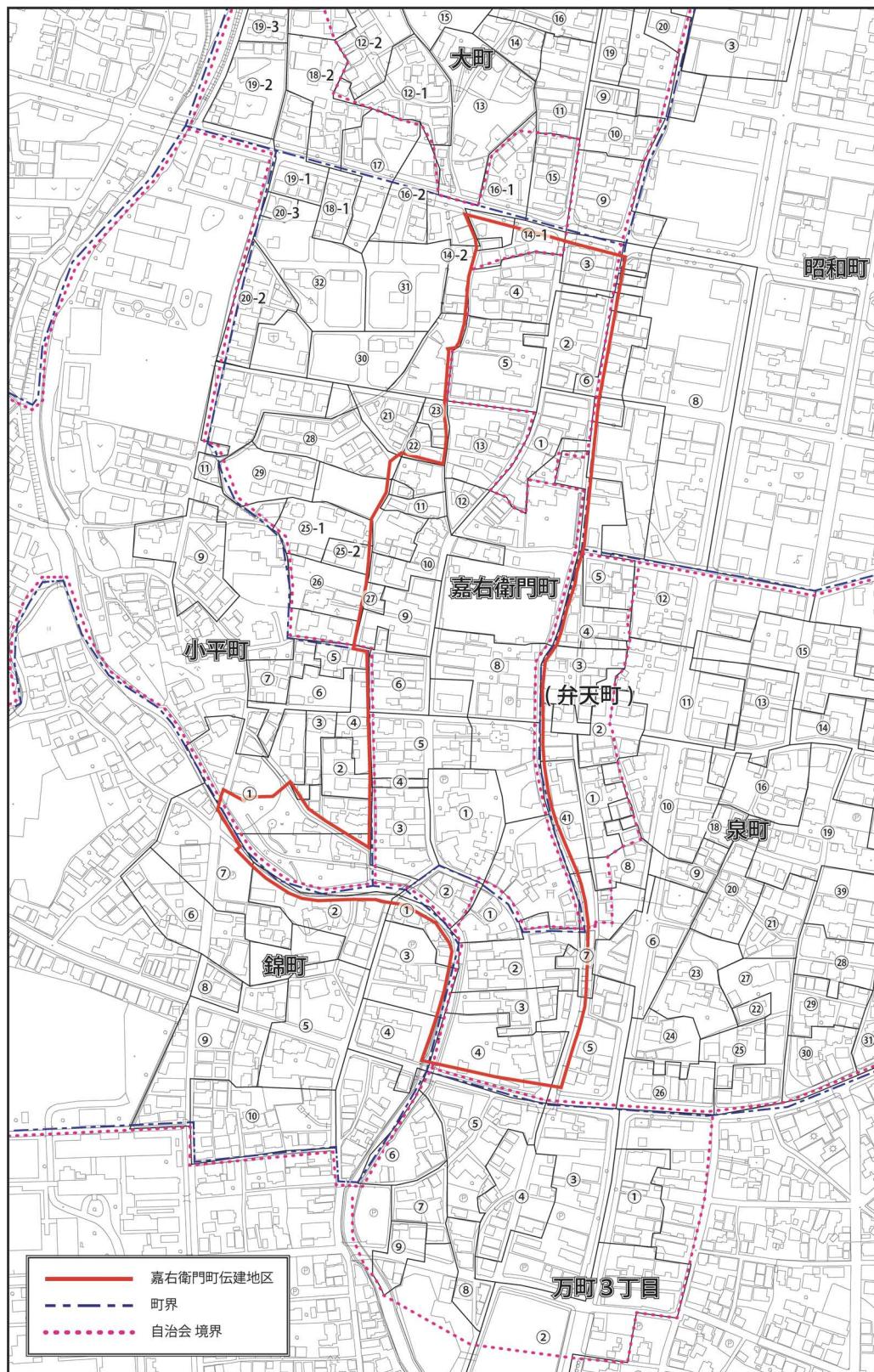


図 2.5.2 自治会区分図

2.6 嘉右衛門町伝建地区周辺の災害履歴

伝建地区を含む栃木市中心市街地の町並みの形成には、災害経験に基づく防災対策が密接に関わっているといえる。栃木市に蔵造りの建物が普及した理由の一つは、幕末に相次いで起こった大火であるとされている。弘化3年（1846年）1月15日の丙午火事、嘉永2年（1849年）1月4日には嘉永二年の火事、文久2年（1849年）1月11日の本陣火事、元治元年（1864年）6月6日の愿蔵火事とわずか18年間に、栃木市の中心部は4度の火災に見舞われ、殆どが焼失してしまった。しかし、大火以前に既に蔵造りの建物は存在しており、大火の際にも焼け残った土蔵が相当あったと伝えられ、現存するものも確認されている。さらに最も被害の大きかった元治元年（1864年）の愿蔵火事以前のものになると現存数は急激に増加する。すなわち、栃木の蔵造りの建物はこれらの大火以前から出現し始めており、丙午火事（1846年）と嘉永二年の火事（1846年）により、防火性が改めて見直され、急速にその数を増やしていくと考えられている。

2.6.1 火災

伝建地区周辺（嘉右衛門町・泉町・大町・小平町・昭和町・万町・錦町・湊町・入舟町・倭町・室町・富士見町・境町）において、昭和30年から平成28年に発生した火災の年別火災発生件数を図2.6.1に示す。年別に見ると火災発生件数は減少していることがわかる。しかし、直近では平成26年1月に伝建地区内において、伝統的建造物に匹敵する木造家屋が全焼する火災が発生している（写真2.6.1）。さらに、平成28年5月には伝建地区に近接する場所で14棟が全焼する火災が発生している。この時は伝建地区の方向に比較的強い風が吹いており、地区内の住民からの聞き取りによると火の粉が伝建地区内に降っていたとのことである。したがって、かつてに比べて火災発生件数が減っているからといって絶対に油断してはならない状況にあるといえる。

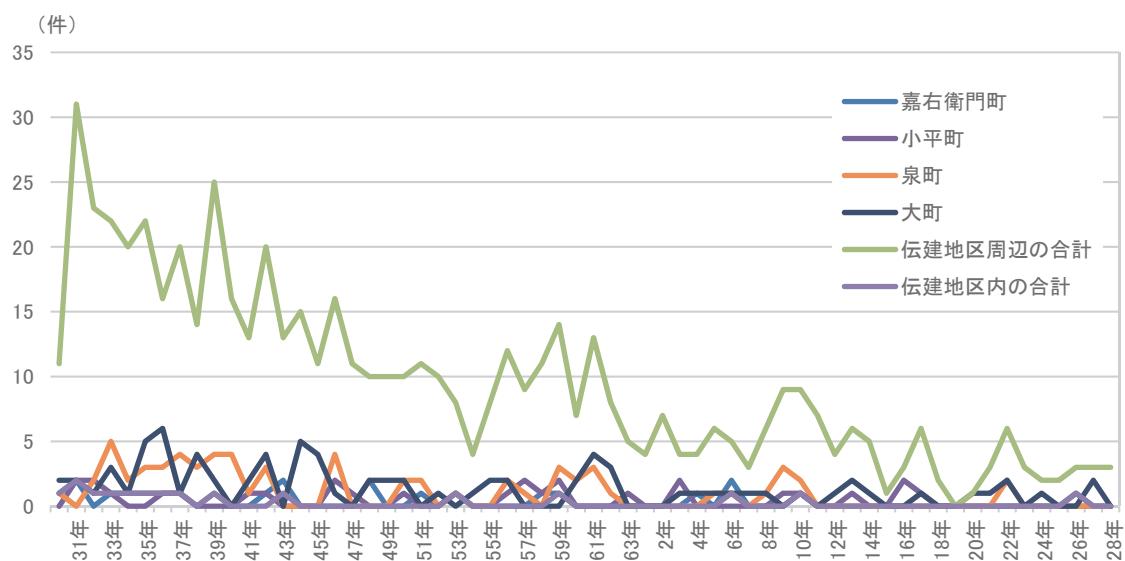


図 2.6.1 伝建地区周辺における年別火災発生件数 (昭和 30 年～平成 28 年)



写真 2.6.1 平成 26 年 1 月に伝建地区内で発生した火災の状況

上記の火災発生を月別に集計した月別火災発生件数を図 2.6.2 に、過去 20 年間（平成 10 年～平成 29 年）に伝建地区周辺で発生した火災の原因の内訳を表 2.6.1 に、全国における平成 28 年中の建物火災の月別火災件数を平成 29 年版消防白書（消防庁）より引用して図 2.6.3 に示す。全国の状況と同様に伝建地区周辺においても、冬期の火災発生が多い。この理由として、冬期は暖を取る目的で火気を使用する機会が増えるために、こんろやストーブが原因の火災が多いことが挙げられ、火元の管理などに細心の注意を払う必要がある。また、火災原因として一番多いのは放火（疑いも含む）であり、年間を通して発生している。放火を防ぐために屋外に放置された不要な可燃物の除去などの取り組みを推進していくことが必要である。

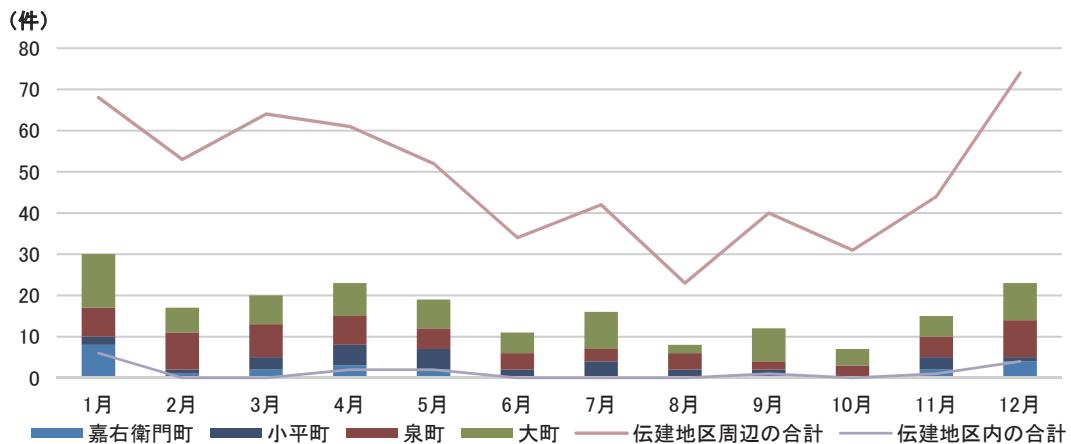


図 2.6.2 伝建地区周辺における月別火災発生件数（昭和 30 年～平成 28 年）

表 2.6.1 過去 20 年間（平成 10 年～平成 29 年）に伝建地区周辺で発生した火災原因の内訳

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
放火（疑いも含む）	1		1		2		1		5		1	1	12
こんろ	1			3	2			1		2	1	1	12
不明	1	2				1			1			2	7
ストーブ	2	1				1					1	2	7
たばこ	1					1		2			1		5
マッチ・ライター		1				1				1		1	4
配線器具	1									2		1	4
その他						2		2					4
火花					1		2						3
電灯・電話線等の配線							1	1	1				3
火遊び					1			1					2
電気・照明機器						1				1			2
落雷						1							1
排気管	1												1
たき火						1							1
煙突・煙道						1							1
合計	8	4	4	4	11	4	8	1	9	4	4	8	69

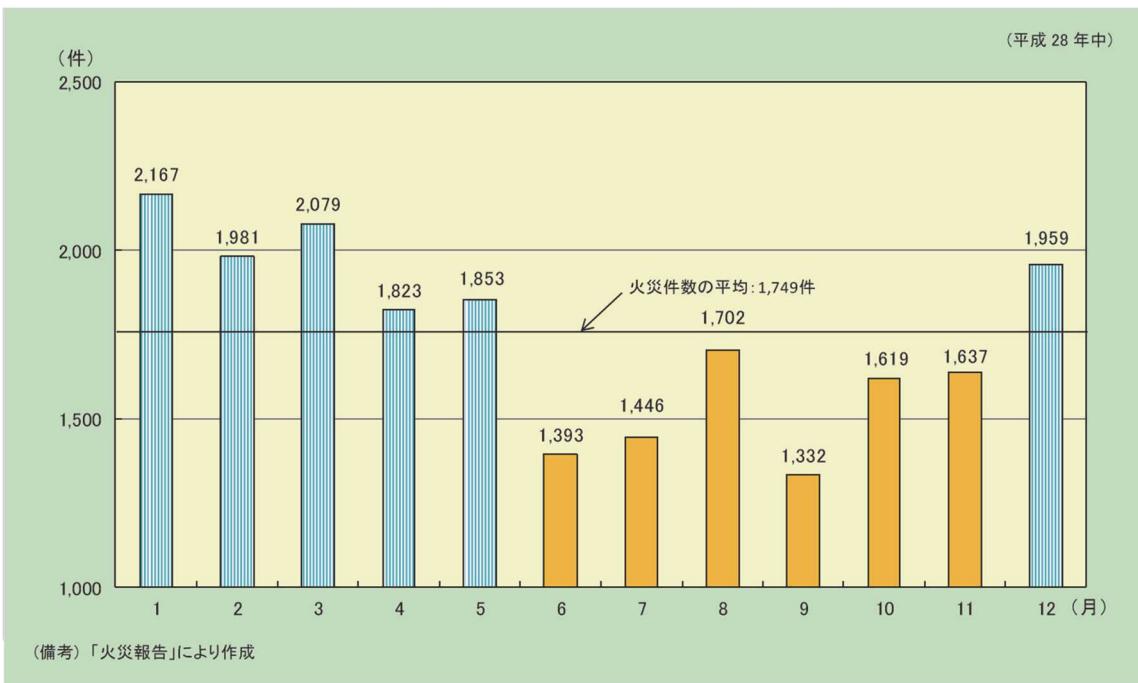


図 2.6.3 全国の建物火災の月別火災発生件数（平成 29 年消防白書より）

2.6.2 震災

文献 2-1)～2-4)によると、表 2.6.2 に示すように万治 2 年(1659 年)以降 350 年以上の間に栃木県内に被害をもたらした地震は 16 回程度ある。近年では平成 23 年東北地方太平洋沖地震によって県内に多大な被害をもたらした。図 2.6.4 には、栃木市旭町に震度計が設置された平成 8 年以降に気象庁が発表した震度 3 以上の地震発生回数を年別に示している。それぞれの地震発生回数は、気象庁のホームページにて公開されている震度データベース検索を用いて集計した。平成 8 年から平成 28 年までに全国で震度 3 以上の地震が 6,944 回観測されている。それに対して、栃木県内の観測回数は 519 回（全国の 7.5%）であり、さらに伝建地区近傍の栃木市旭町では 119 回（全国の 1.7%）であった。このことからわかるように、栃木県は全国でも地震発生回数が比較的少なく、さらに県内でも栃木市の伝建地区周辺では特に地震の発生頻度は少ない傾向が見られる。平成 23 年の東北地方太平洋沖地震後に小山工業高等専門学校横内研究室が実施した現地調査では、所有者への聞き取りを行ったところ、ほぼ全ての所有者が今回の地震の大きさについて、これまでに経験したことが無いとの回答があった。

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震(本震)において、気象庁から発表された伝建地区周辺の震度は、栃木市旭町（栃木市立図書館）で震度 5 弱、栃木市入舟町（旧栃木市庁舎）で震度 4 であり、栃木市入舟町（旧栃木市庁舎）で観測した地動加速度は NS 方向の 196.8Gal が最大であり、EW 方向は 129.0Gal であった。

図 2.6.5 は伝建地区周辺における東日本大震災後の歴史的建造物の損傷調査結果を示したものである²⁻⁵⁾。伝建地区周辺では、広域的に甚大な被害はなかったものの、調査した建造物 272 棟の内の 64% にあたる 175 棟（552 箇所）において、何らかの損傷が確認された。この内、一連の地震による損傷（図中○）、ないしは一連の地震によると思われる損傷（図中○）

がある建造物が 119 棟、さらにその他に以前からの損傷が地震により進展したと思われる建造物（図中▲）が 26 棟あり、合計で 145 棟が一連の地震によって何らかの損傷を被ったことになる。

表 2.6.2 栃木県内における主な被害地震の歴史

年月日	被害概要	震源地	宇都宮気象台での震度
万治2年	岩代・下野で死者多数 (M6.75~7.0)		
天和3年6月17日	東照宮の石垣や石灯籠がほとんど倒れる。男体山の大蘿崩れ発生 (M6.0)		
天和3年 6月18日	(M6.5)		
天和3年10月20日	天和の大地震 (M7)		
	旧五十里湖形成(天然ダム)		
享保20年、延享3年、宝暦5年にも日光付近で地震による被害が発生したようだ！			
大正12年9月1日	負傷者3名、家屋全壊16棟、半壊2棟	相模湾 (関東大震災)	5
大正13年1月15日	詳細不明	丹沢付近	5
昭和6年9月21日	屋根・壁等の崩落多数	埼玉県中部	5
昭和13年5月23日	屋根瓦の落下、石垣の崩落等	福島県沖	4
昭和24年12月26日	死者行方不明10、負傷163、住宅全半壊約3300、山崩れ等60	日光市（旧今市市付近）（今市地震）	4（今市5~6）
昭和56年12月22日	棚から物が落ちる程度	那須塩原市 (旧塩原町付近)	1（塩原4~5）
平成8年12月21日	負傷1、住宅一部破壊47棟、ブロック塀等9か所、いろは坂で落石	茨城県南部	4（日光、今市、益子5弱）
平成12年7月21日	一部で棚から物が落ちる程度	茨城県沖	3（市貝5弱）
平成23年3月11日	死者4、住宅全壊250棟以上、半壊2000棟以上等	三陸沖（東北地方太平洋沖地震）	5強（大田原、宇都宮、真岡、高根沢6強）

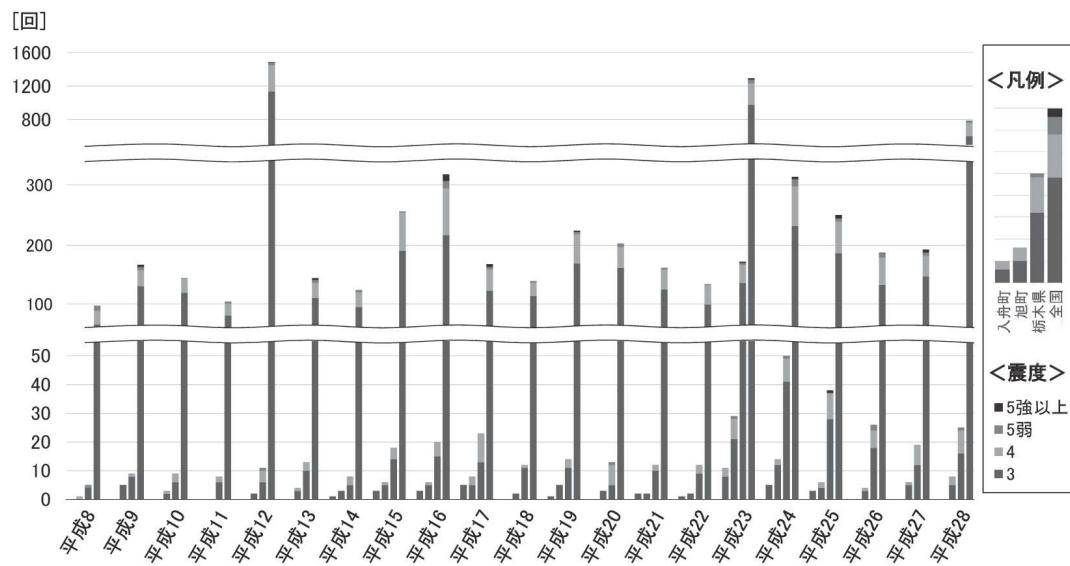


図 2.6.4 年別地震発生件数（震度 3 以上）

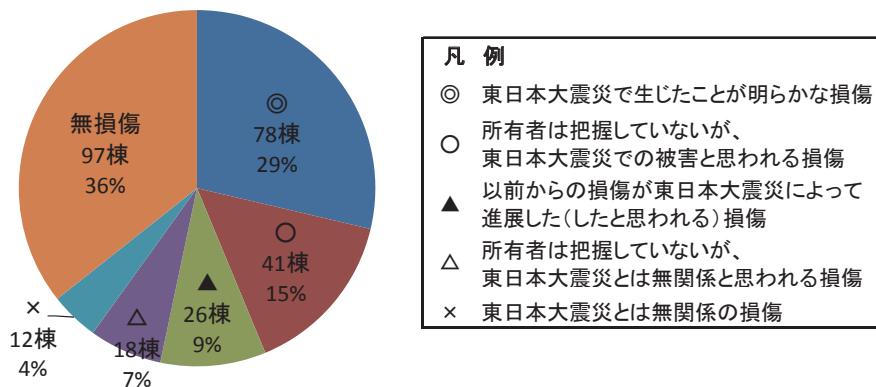


図 2.6.5 東日本大震災による栃木市中心部の歴史的建造物の被害調査結果

2.6.3 水害

栃木市中心部である旧栃木町及びその周辺における主な水害被害を表2.6.3に示す。水害は、江戸時代からの免れがたい宿命であったが、その原因は赤津川にあった。赤津川の堤防が決壊すると、西箱森、菌部、片柳等の一部低地はもとより旧栃木町の大半が床下浸水の水害を受けていた。すでに寒川村（小山市）地内の巴波川と永野川合流点より下流の改修工事を大正11年以降に県費工事で実施し、昭和7年度より継続国庫補助事業により逐次上流へ続行してきたが、さらに上流及びその支流の赤津川の改良工事を行わなければ、巴波川改修の目的の主眼である栃木市の浸水を免れることは出来ないので、昭和14年度より巴波川上流の改良工事を行うことになった。これが昭和26年3月に竣工すると、水害被害の頻度は激減したが、なくなったわけではない。

最近では、平成27年9月に平成27年9月関東・東北豪雨災害に見舞われた。平成27年9月9日から10日にかけて、栃木市では最大時間雨量49.5mm、日降水量299mmを観測する豪雨により、市内の巴波川、赤津川、永野川が氾濫するなど、市内各所に大きな爪痕を残した。この災害により、市内全域において2,700棟を超える建物の被害をはじめ、崩れた土砂や氾濫水流による多数の道路や河川の被害、土砂流入による用排水路や田畠などの農業被害など、甚大な被害が発生した。伝建地区を含む栃木市中心部周辺では、箱森町地内、巴波川と荒川の合流点より下流の原ノ橋付近から氾濫が起こり、小平町から錦町周辺にかけて被害が発生している。また、入舟町や万町から栃木町周辺にかけては、巴波川の水位が最大となっているため、周辺の水路や道路側溝の水も流入することができなくなり、広範囲に床上、床下浸水被害が生じた。伝建地区内についても広範囲にわたり浸水し、その被害の様子については3.6節にて詳しく示している。平成27年9月関東・東北豪雨災害による伝建地区周辺の被害状況を写真2.6.2に示す。

表 2.6.3 栃木市中心部における主な水害被害

名称	年	月日	概要	出典
明治29年の大出水	明治29	7.22	最高水位 17.65尺	(1)
明治29年の大出水	明治29	9.9	最高水位 17.25尺	(1)
明治35年の大暴風雨	明治35	9.28	村落部で被害100軒以上。 巴波川の水位が深いところで1m以上	(1)(3)(6)
明治43年の大洪水	明治43	8.11	床上浸水1147戸、 床下浸水2000戸。 殉職1名	(1)(2)(3) (6)(7)
県全域で大雨	昭和2	4.4~5	巴波川、永野川、思川氾濫。 市内の8割が浸水	(5)
昭和13年6~7月洪水	昭和13	6.3	巴波川 出水1100ha	(3)
昭和期の巴波川氾濫	昭和13	9.1	床上浸水1026戸、床下浸水3822戸	(1)(2)(6)
昭和期の巴波川氾濫	昭和16	7.13	増水量 巴波川幸来橋下 1.49m、 床上浸水587戸、床下浸水2157戸	(1)(6)
昭和期の巴波川氾濫	昭和16	7.22	増水量 巴波川2m、床上浸水2385戸、 床下浸水2426戸	(1)(3) (5)(6)
昭和22年9月洪水 (カスリーン台風)	昭和22	9.15	堤防決壊、土石流発生、県南死者325人、 巴波川被害個所10 明治以降最大の被害	(3)(4)(5)
アイオン台風	昭和23	9.15 ~17	巴波川決壊 大洪水となる	(3)(4) (5)(7)
キティ台風	昭和24	8.30 ~9.1	巴波川氾濫 床上、床下浸水	(3)(4)(5)
豪雨と台風9号	昭和51	5.26 ~7.19	巴波川 降水量216mm	(3)(5)
昭和52年豪雨	昭和51	6.6 ~7.17	床上、床下浸水。道路被害等。 栃木市降水量100mm	(4)
昭和57年8,9月洪水	昭和57	9.12	台風18号により、床上・床下浸水、 道路冠水、農作物被害	(3)(4)(5)
昭和60年梅雨前線 および台風	昭和60	6.24 ~6.30	雨量103mmを記録。 住宅等が被害にあった。	(4)(5)
平成27年9月 関東・東北豪雨	平成27	9.9 ~9.11	最大時間雨量49.5mm、日降水量299mmを記録。 死者1名、建物被害2,700棟。 巴波川の水位上昇による水路・側溝の逆流により 広範囲に床上。床下浸水被害が発生。	(8) (9)

(出典)

(1)栃木市史〔通史編〕昭和63年12月21日発行栃木市史編さん委員会 編 栃木市 発行

(2)目で見る栃木・小山・下都賀の100年2000年7月31日発行

編集委員代表 小森谷昭平 (株)郷土出版社 発行

(3)栃木県土木史 平成13年3月16日発行 栃木県土木部 発行

栃木県土木史編さん委員会 編

(4)栃木市地域防災計画〔資料編〕平成25年3月発行 平成26年3月修正

編集発行 栃木市防災会議

(5)栃木県地域防災計画 資料編

1-3-6 過去における主な地震・火山活動の状況

1-5-1 過去における主な災害一覧(地震・火山を除く)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c08/261204bousaikeikakusiryou.html>

検索日 2016-07-20

(6)ふるさとの思い出 写真集 明治大正昭和 栃木 昭和56年2月26日発行

日向野徳久 編 佐藤今朝夫 発行 (株)国書刊行会

(7)[写真集]片岡寫眞館 明治・大正・昭和140年の記憶 2012年12月17日発行

編者 片岡惟光 編集人 澤近十九一 発行人 服部行則 発行所 (株)新樹社

(8)H27 年 9月関東・東北豪雨 災害・支援・復旧記録 平成28年8月発行

編者・発行 栃木市防災対策推進委員会

(9)平成27年9月関東・東北豪雨災害に関する検証報告書 平成28年3月 栃木市



栃木市庁舎周辺（10日午前6時頃）



栃木市室町の巴波川（10日午前6時頃）

上の写真で遠くに見える煙は倉庫に保管していた消石灰が水に濡れたことによって発熱し、発生した火災。



伝建地区周辺（10日正午頃）



翁島周辺（10日午前10時頃）



岡田記念館見世蔵（10日午前10時頃）



伝建地区内の巴波川（10日午前10時頃）

写真 2.6.2 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害による伝建地区周辺の被害状況

2.6.4 その他の災害

平成 26 年 8 月 10 日に竜巻が発生し、伝建地区からやや北方の平柳町から下都賀郡壬生町、そして鹿沼市にかけて被害をもたらした（図 2.6.7）。この竜巻により、住家の屋根の飛散、コンクリート製電柱の折損、ビニールハウスの倒壊などの被害が発生した（表 2.6.4）。被害範囲の長さは約 15km、幅は約 600m であった。被害状況を写真 2.6.3 に示す。

● : 突風被害発生地域

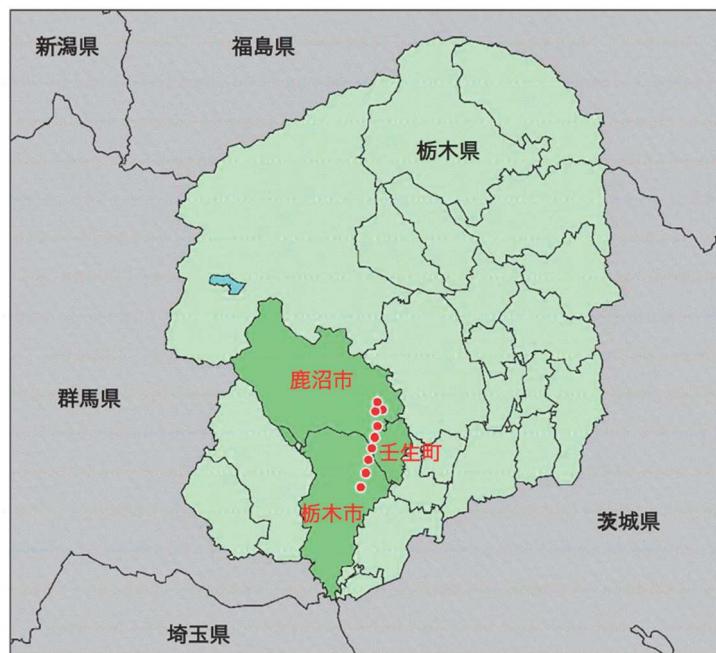


図 2.6.7 竜巻被害発生地域

表 2.6.4 被害状況

人的被害	負傷者：2 名
住家被害	半壊:6 棟 一部損壊:225 棟
非住家被害	225 棟



写真 2.6.3 竜巻被害状況写真

2.7 防災に関する例規や取り組み

伝建地区の防災に資する市及び地域における取り組みとしては、以下のようなものがある。

■ 栃木市地域支え合い活動推進条例

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などを、日ごろから地域の身近な方々で見守ったり、支え合ったり、助け合ったりする「地域支え合い活動」を推進するために『栃木市地域支え合い活動推進条例』を平成 28 年 3 月に制定した。これにより、地域支え合い活動に関する基本理念や、市、市民、自治会、関係機関等の役割を規定すると共に、日ごろの見守りや災害時の避難支援が円滑にできるよう、支え合い活動を行う自治会などに市が必要な情報（名簿）を提供できるようになる。

【名簿登載の対象となる方】

- ①65 歳以上の者のみの世帯の方
- ②身体障害者手帳等をお持ちの方
- ③要介護等認定を受けている方

（上記以外の方で、見守りなどを必要とする方は、申出により名簿に登載することができる。）

【名簿への登載内容】

氏名、生年月日、住所、連絡先など

【名簿の提供先】

自治会等、民生委員、高齢者ふれあい相談員、社会福祉協議会、警察署、消防本部等

■ 同報系防災行政無線

同報系防災行政無線は、災害時等に市民への避難勧告・避難指示などの市民の生命・身体を脅かすおそれのある緊急情報を、市内全域に迅速かつ確実に一斉に周知し、被害を最小限にとどめるため、平成 26 年度から整備を行っている。

栃木市では、最も不感エリアが少なく、整備費用の低廉も図れることから、NTT ドコモの携帯電話通信網を利用した同報系防災行政無線の整備を導入した。

平成 26 年度に放送システムと屋外スピーカー 15 箇所を整備し、平成 27 年度から運用を開始している。

- 全体整備計画
- ・整備期間：平成 26 年度から平成 30 年度
 - ・屋外スピーカー設置予定数：185 基
 - （平成 29 年度末 152 基）



写真 2.7.1 屋外スピーカー

■ コミュニティ FM 放送

地域のコミュニティ情報や観光情報等を幅広く発信し、街なか誘客と商店街の活性化を図ること及び地震、台風などの災害時にはその機動力を活かして、避難勧告や気象情報等の災害情報を市民に迅速かつ的確に提供し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、コミュニティ FM 放送施設の整備を平成 26 年度から行っている。

整備方法として、基盤整備を市が行い、運営を民間が行う「公設民営」方式を採用し、コミュニティ FM 放送局を整備した。

- ①運営事業者：ケーブルテレビ株式会社
- ②予備免許の交付：平成 27 年 1 月 27 日（総務省関東総合通信局より）
- ③送信所（親局）：市役所本庁舎 6F
- ④送信アンテナ：市役所本庁舎屋上
- ⑤中継局：藤岡地域に 1 箇所
- ⑥スタジオ：運営事業者であるケーブルテレビ株式会社社屋内
- ⑦サテライトスタジオ：市街地大通り沿いの観光情報物産館
- ⑧開局：平成 27 年 11 月 3 日
- ⑨その他：開局前の平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の際には、放送開始に向け試験放送を行っていたが、災害発生に伴い「災害エフエム」局を立ち上げ、9 月 15 日から臨時放送を開始し、ライフラインや避難所の避難者情報、災害ボランティアの案内、被災者への支援の案内等を 10 月 30 日まで繰り返し放送した。



写真 2.7.2 コミュニティ FM 放送

■ 防災ラジオ

栃木市では、コミュニティ FM 放送局「FM くらら 857」の開局に伴い、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、FM 放送を活用して、災害及び防災に関する情報について災害時緊急放送を実施し、市民の安全確保に寄与することを目的に、「FM くらら 857」の運営事業者と災害時等における緊急放送等の実施に関する協定書を締結した。

それに合わせて、災害や気象情報及び避難に関する情報を迅速・的確に市民等に伝達するため、防災ラジオを導入した。

○防災ラジオの特徴

電源が入っていなくても、電源の AC アダプターがコンセントに差してあるか、ラジオ本体に乾電池が入っていれば、栃木市からの災害時緊急割込放送を受信すると、自動的に

ラジオが起動し、緊急情報を伝えることができる。

○防災ラジオの普及

市内の保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、大学、障害者支援施設、介護保険サービス事業所、病院、各自治会、民生委員、視覚に障がいをお持ちの方（身体障害者手帳1・2級）に配布（無償貸与）した。

また、市民には一部を助成して7,500円で有償配布（75歳以上のみで構成されている世帯には、2,500円）を行っている。



写真 2.7.3 防災ラジオ

■ 防災情報ステーション

防災情報ステーション整備事業は、首都直下地震などの大災害発生時にも、首都圏に集中する通信インフラ中核への甚大な被害に左右されない、市内のインターネット接続環境の整備を行い、住民間の安否確認や市から市民等への情報を配信する手段を確保するため、防災用Wi-Fiを市役所本庁舎や市内各地域の避難所に設置し、平成27年4月1日から運用を開始した。

この防災情報ステーションは、市役所本庁舎内にシステムサーバ等のセンター設備を設置し、既存の光ファイバーケーブルを利用して、市内7施設、15箇所に公衆無線LANのアクセスポイントを設置し、観光客や帰宅難民を含めた住民が、広く情報収集できる状況を確保することにより、迅速かつ的確な災害対応体制が図られるものである。

また、平常時には観光情報などの配信にも活用でき、観光客の利便性の向上を図ることができ、地域の振興にもつながるものである。

○防災情報ステーション整備事業の概要

- ・防災情報ステーションシステム及びサーバの構築
- ・WiFiアクセスポイント等の整備

アクセスポイント設置 7施設 15箇所



写真 2.7.4 防災情報ステーション

■ L アラート（旧公共情報コモンズ）

L アラートとは、インターネットを活用して、災害時の避難勧告など地域の安心安全に関する情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供する共通情報基盤サービスである。

「情報発信者」の地方公共団体等からの災害情報や避難情報などを、インターネットを活用して総務省（一般財団法人マルチメディア振興センター）のLアラートネットワークに集約し、放送事業者、新聞社、通信関連事業者などが、この情報基盤を共通に利用し情報伝達を行う。市民は、これらの情報をテレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話などの様々なメディアを通じて入手できる。

栃木県では、県内全市町で、平成27年度から災害時の緊急情報などを配信している。



写真 2.7.5 L アラート

■ 自主防災組織

○自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき市民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をつくり、平常時から地域を守るために各種手段を講じる。また、災害発生時には、連帶して活動を行う。

伝建地区内の泉町と嘉右衛門町、大町の3つの自治会には、それぞれ自主防災組織（自主防災会）が形成されている。

○活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 地域住民への防災・減災意識の普及活動
- (イ) 防災巡視・防災点検
- (ウ) 防災用資機材の整備
- (エ) 防災訓練実施と訓練結果の不備改善
- (オ) 地域コミュニケーションの確保

イ 災害時の活動

- (ア) 情報収集・伝達活動(連絡及び通報)
- (イ) 救出・救護活動

- (ウ) 初期消火活動
- (エ) 避難誘導
- (オ) 給食・給水活動

■ 栃木市消防団の組織等に関する規則

(組織)

第2条 消防団に、団本部、方面隊及び分団を置く。

2 方面隊及び分団の名称及び区域は、別表（表2.7.1）のとおりとする。

表2.7.1 別表（第2条関係）

名 称		区 域
栃木方面隊	本部分団	合併前の栃木市の区域
	第1分団	万町、日ノ出町、泉町
	第2分団	倭町、旭町の一部、室町
	第3分団	沼和田町、河合町、境町
	第4分団	城内町1丁目、城内町2丁目、神田町、本町、旭町の一部
	第5分団	箱森町、小平町、嘉右衛門町、大町、昭和町
	第6分団	片柳町1丁目、片柳町2丁目、片柳町3丁目、片柳町4丁目、片柳町5丁目、平井町、菌部町1丁目、菌部町2丁目、菌部町3丁目、菌部町4丁目
	第7分団	湊町、富士見町、入舟町、祝町、錦町、柳橋町
	第8分団	大宮町、平柳町1丁目、平柳町2丁目、平柳町3丁目、今泉町1丁目、今泉町2丁目、仲仕上町、樋ノ口町、高谷町、宮田町、藤田町、久保田町
	第9分団	皆川城内町、柏倉町、小野口町、志鳥町、岩出町、大皆川町、泉川町、新井町
	第10分団	吹上町、細堀町、木野地町、川原田町、野中町、宮町、千塚町、大森町、仲方町、梓町
	第11分団	尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町
	第12分団	惣社町、柳原町、大光寺町、田村町、寄居町、国府町、大塚町

上記のように、伝建地区内では出動する分団が町によって異なる。それぞれの町に対する出動体制は3.4.1項に示すとおりである。

《参考資料・文献》

- 2-1) 宇佐美龍夫：新編日本地震被害総覧，東京大学出版会，1996年9月
- 2-2) 竹内均総編集：せまり来る巨大地震，Newton別冊，2001年2月
- 2-3) 栃木の自然編集委員会：日曜の地学 栃木の自然をたずねて，築地書館，2007年4月
- 2-4) 気象庁宇都宮地方気象台 HP:<http://www.jma-net.go.jp/utsunomiya/sub/jisinsaigai.html>
- 2-5) 栃木市伝建予定地区建造物調査委員会耐震調査WG：伝統的建造物の地震被害および耐震性に関する調査・研究報告書，平成24年3月